

老齢基礎年金請求と障害基礎年金について

■老齢基礎年金を請求するには
国民年金に加入していた方が、六十五歳になったときに請求して受けることができる年金を老齢基礎年金といいます。

老齢基礎年金を受給するためには、次の期間の合計が最低二十五年間必要です。

- ①国民年金保険料を納めた期間
- ②国民年金保険料の全額免除や半額免除・学生納付特例・若年者納付猶予を受けた期間
- ③第三号被保険者期間
- ④厚生年金・共済年金の加入期間
- ⑤国民年金の任意対象期間のうち

ち、任意加入しなかった期間
⑥厚生年金の脱退手当金を受けた期間

受給の繰り上げと繰り下げ

老齢基礎年金の受給開始は原則として六十五歳からですが、繰り上げ受給を希望する場合、六十歳から六十五歳までの間に、請求時の年（月）齢に比べて減額された年金を受けることができます。

繰り下げ受給を希望する場合、六十六歳以降に請求時の年（月）齢に応じて増額した年金を受けることができます。

繰り上げ請求をした場合は、

障害基礎年金・寡婦年金の請求資格がなくなります。繰り上げ請求、繰り下げ請求ともに、一度決まった年金額は生涯変わりませんので慎重に請求してください。

年金額

すべての加入可能年数（四十年間）を納めて六十五歳から受給すると、平成十七年度の額で七十九万四千五百円です。

請求する場所はどこですか？

国民年金の「第一号被保険者期間」のみの方は、国保年金課（本庁舎二階）・出張所・連絡所です。

厚生年金・共済年金加入期間または、国民年金の「第三号被保険者期間」がある方は、川越社会保険事務所で請求してください。

■障害基礎年金をご存じですか

障害基礎年金は、国民年金に加入している間に病気やけがで障害者になったとき、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

保険料納付要件

- ①障害のもととなった病気やけがで初めて医療機関を受診した日（初診日）の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の納付済み期間と免除期間とを合算した期間が三分の二以上あること
- ②初診日が平成二十八年四月一日以前の場合、①の要件を満たさなくても、初診日の前々月までの一年間に保険料の未納がないこと

障害の認定

裁定請求書の診断書などを基に、障害となった病気などの初診日から一年六か月経過した日、または、その前に症状が固定した場合はその日（障害認定日）に、障害の程度が国民年金

法障害等級表の一級か二級に該当する状態にあるかで認定されます。

二十歳前の障害

二十歳前に初診日がある場合は、二十歳になったときに障害の程度が国民年金法障害等級表の一級または二級に該当すれば障害基礎年金が支給されます。ただし、年金を受ける本人に一定の額以上の所得があるときは、年金の一部または、全額が支給停止になります。

事後重症の年金

障害認定日に障害の程度が障害等級表の一級または二級に該当しなかったため、障害年金を受けられなかった人が、その後六十五歳に達する日の前日まで二級以上に該当したときは、請求を行った翌月分から支給されます。ただし、事後重症による障害基礎年金は、六十五歳に達する前に請求しないと受けられません。

年金額：一級〓九十九万三千百

円（月額〓八万二千七百五十
八円）▼二級〓七十九万四千
五百円（月額〓六万六千二百
八円）

問い合わせ：国保年金課国民年金係・TEL内線2481

ゴールドエコストアに仲間が増えました

ごみの減量化・資源化など、環境に配慮した活動を積極的に行っている事業者を認定する「エコストア・エコオフィス制度」。環境にやさしいエコ仲間の一事業者が、ゴールドエコス



トアになりました。

エコストア・エコオフィス認定申請は、随時受け付けています。認定を希望する事業者は、環境業務課にお尋ねください。

ゴールドエコストア

その他小売り

横山タイヤ商会（まよば 的場）
市ホームページでエコストア等認定事業者の所在地が確認できます
市ホームページの「小江戸川越マップ」を利用して、エコストア等認定事業者の所在地・電

環境にやさしい活動を行って
いる店舗等を積極的に利用し
て、エコ市民になってください。
問い合わせ：環境業務課減量リ
サイクル推進係・TEL内線26
36

高齢者の豊かな経験や能力を生かして！

～川越市シルバー人材センターでは、会員を募集しています～

川越市シルバー人材センターとは

高齢者の希望に応じた就業で、臨時的・短期的・軽易な仕事の機会を提供し、高齢者の生きがいを図ることを目的としている社団法人です。

会員になりませんか？

市内に在住し、おおむね60歳以上の健康な働く意欲のある方を募集しています。現在、多彩な技能・知識・経験を持った2,000人以上の高齢者が会員登録しています。

詳しくは、お尋ねください。

問い合わせ…(社)川越市シルバー人材センター・TEL222-2075

シルバー人材センターでは、
こんな仕事をしています

技術分野

学習教室・パソコン教室・
パソコン入力・経理事務など

技能分野

大工仕事・ふすまや障子の
張り替え・植木の手入れなど

事務分野

毛筆あて名書き・毛筆賞状
書き・調査事務など

管理分野

公共施設管理・スポーツ施設
管理・駐車場管理など

折衝・外交分野

店番・集金・文書配布など

屋内外軽作業

草刈り・清掃・袋詰め・包
装など

サービス分野

自転車整理・家事援助サー
ビス・観光案内など

身体障害者健康診査を実施します

十八歳以上四十歳未満で、せ

きます。

き髄損傷・脳性まひ・脳血管障

実施期間：10月1日(土)～31日(月)

害等に起因する身体上の障害を

申し込み：9月15日(木)から障害

者持ち、常時車いすを使用する在

者福祉課(本庁舎一階、電

送付しますので、申し込みは不

宅障害者の褥瘡(床ずれ)等

話・ファクス可)

要です。

の予防のため、川越市医師会の

*申し込み後、受託医療機関一

受診方法：受託医療機関に健康

協力により、健康診査を実施し

覧表および健康診査記録票を郵

診査を予約し、市から郵送さ

ます。

送します。

れた書類を持ち受診

ご存じですか？

特別障害者手当・障害児福祉手当

特別障害者手当

二十歳以上で、身体または精

超えて入院中の方は除きます。

支給額：月額二万六千五百二十

神の重度障害により、日常生活

障害児福祉手当

円

支給額：月額一万四千四百三十

において常時、特別の介護を要

二十歳未満で、①身体障害者

*いずれの手当も所得制限があ

する状態にある方(障害基礎年

手帳一級および二級の一部の方

ります。

金一級程度の障害が重複する

②療育手帳(A相当の方)③精神障

害・血液疾患・肝臓疾患等で①

か、同程度以上と認められる方

②と同程度の障害を有する方に

問い合わせ：障害者福祉課障害

家屋調査にご協力をお願いします

市では、新築・増築された家屋(居宅・事務所・店舗・倉庫等)の固定資産税額などを計算

するため、家屋調査を行っています。

調査に際しては、あらかじめ連絡した後に、市職員が直接訪問し、間取りや資料等を調査し

ます。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ：資産税課家屋係・TEL内線2368